



青く澄んだ爽やかな秋空となり、過ごしやすい季節となりました。

全国での新型コロナウイルス陽性者の全数把握の見直しや、療養期間や外出条件の見直しなど、ウイズコロナとよばれる生活スタイルに徐々に切り替わっていく動きになっています。

国内での各種見直しにあわせ、入国者に対する水際対策も見直しがされ、それに伴い技能実習生の入国に関する見直しも行われる予定となっております。今号の記事にてご案内しております、ぜひご一読ください。

## ■「技能検定試験」について（外国人技能実習機構より）

技能実習制度は、開発途上地域などへの技能などの移転を図り、その経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とする制度です。そのため、技能実習制度が利用できる職種のうち、一部のものについては、技能実習の目標として、該当する職種に関する技能検定に合格することを掲げており、それらの職種の技能実習を行う場合は、必ず技能検定を受検しなくてはなりません。

技能実習1号から2号、2号から3号に移行するためには、技能検定に合格する必要があります。また、移行の有無に関わらず、以下の受検が義務付けられています。

- ・技能実習1号修了までに「基礎級（初級）」技能検定試験（実技と学科試験）
- ・技能実習2号修了までに「随時3級（専門級）」技能検定試験（実技試験）
- ・技能実習3号修了までに「随時2級（上級）」技能検定（実技試験）



新型コロナウイルス感染拡大の影響により入国できなかった技能実習生が**2022年3月以降の水際対策の緩和により数ヶ月間に集中して入国した影響で、特に基礎級（初級）の受検は混雑が見込まれています。**

技能検定は、試験の実施に当たり機材の準備、試験会場の確保など、受検申請の手続き開始から試験まで、一定の時間が必要です。「基礎級」については、通常は修了の3ヶ月前をめぐり受検時期ですが、**6ヶ月前までの申し込みが、「随時3級」「随時2級」については、技能実習計画の認定を受けたら、遅くとも修了の12か月前までの申し込みが必要**です。

**受検手続きが遅れたり、不合格となり再受験となった場合、試験日が在留期間終了直前や在留期間中に確保できず、そもそも受検ができなくなり、技能実習が継続できなくなってしまいます。**

試験の申込、事前勉強会、試験の随行については組合にて案内・対応いたしますが、**実習実施者の皆様におかれましてはスケジュール調整や受験対策・学習など、ご協力をお願いいたします。**

## ■新柄新型コロナウイルス水際対策措置の変更について(外国人技能実習機構より)

令和4年10月11日以降の技能実習生入国に関して、下記の通り対応が変更となります。



### ◆入国者健康確認システム（ERFS）における申請手続廃止

監理団体により実施されている入国者健康確認システムの申請は**10月11日以降求められなくなります。**

### ◆入国時検査及び入国後待機の見直し

ワクチン接種証明書又は出国前72時間以内の検査証明を保持して日本に入国する技能実習生については、原則として、入国時検査を実施せず、**入国後の自宅又は宿泊施設での待機、待機期間中のフォローアップ、公共交通機関不使用等は求められなくなります。**

### ◆その他の新型コロナウイルス感染症対策に関する手続について

現在実施している入国前の事前手続「ファストトラック」及び「Visit Japan Web サービス」の取り扱いについては、変更が決定した後、別途周知される予定です。

## ■賃金額・雇用保険額の確認と変更をお願いいたします

10月1日より各都道府県の最低賃金が変わります。別紙の「最低賃金改正について」にてご案内しておりますので、技能実習生の給与額の変更を忘れずをお願いいたします。

また、同じく10月から雇用保険の労働者負担・事業主負担の保険料率も変更となります。年度の途中での保険料率と、技能実習生側の負担が変更となるため、ご注意ください。

賃金や控除等、給与に関する変更については、技能実習生にも説明し理解を得る必要があります。説明の際には組合でもご協力させていただきます。



## ■年末調整 扶養控除申告について

年末調整の時期となりました、技能実習生も日本人従業員と同様に年末調整の対象となります。特に扶養控除を行う場合には必要となる書類が多数ありますので、早めの準備をお願いいたします。

### ◆扶養控除の際に必要な書類

#### ・親族関係書類

技能実習生の母国の政府等が発行する「戸籍謄本」「出生証明書」「婚姻証明書」等が該当します。これらの書類で扶養の対象となる親族・家族の「氏名」「生年月日」「住所」を証明する必要があります。

#### ・送金関係書類

技能実習生が母国の親族・家族に生活費又は教育費あてるための支払いを証明する書類です。外国送金依頼書の控えなどを、扶養控除等を適用する年に行った分、すべてが必要となります。

下記に、国税庁の関連ホームページをご案内いたしますので、ご確認ください。

### ◆国税庁：国外居住親族に係る扶養控除等の適用について

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/kokugai/index.htm>

### ◆《外国語》給与所得者の扶養控除等（異動）申告書（英語・中国語・ベトナム語）

[https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648\\_01\\_gaikokugo\\_r04.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648_01_gaikokugo_r04.htm)



## ■今後の行事予定

10月4日(火)	・入国前説明会 11月入国予定 実習実施者様	10月19日(水)	・技能評価試験 水産加工食品製造（上級） 会場：蘇我コミュニティセンター
10月6日(木)	・技能評価試験 型枠施工専門級 会場：ちば仕事プラザ	10月27日(木)	・技能評価試験 鉄工専門級 会場：寿商事（株）
10月8日(土)	・技能実習生配属 ベトナム・カンボジア	11月24日(木)	・技能評価試験 農業（初級） 会場：マイステイズプレミア成田
10月14日(金)	・技能評価試験 とび専門級 会場：若松検定試験場		

組合ホームページでも随時  
情報発信中です是非ご覧ください

鹿島人材養成事業協同組合

検索

ホームページ  
QRコード→



(発行) 鹿島人材養成事業協同組合 〒314-0254 茨城県神栖市太田 523-27 TEL 0479-46-0444